

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

山梨国民年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 5 月に結婚した。申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるその妻の国民年金保険料が納付済みとされていることから、自分の国民年金保険料も納付されているはずであると主張しているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び納付方法について、申立人及びその妻には明確な記憶が無く、妻の国民年金保険料と同様に納付した事情が見当たらない。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、婚姻前にそれぞれ実家の住所で払い出されていることが年金手帳の住所欄から確認できる。

さらに、妻の国民年金手帳は昭和 37 年 2 月 28 日に再交付されたものであり、再交付前に納付済みであった欄には納付の確認を表す「納」の押印があるにもかかわらず、申立人が所有する 40 年 6 月 22 日に再交付された申立人の国民年金手帳には「納」及び検認の印は全く押されていないことから、40 年 6 月の手帳再交付の時点で申立人の国民年金保険料の納付は確認できなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月25日から39年1月10日まで
② 昭和52年2月1日から55年2月1日まで

私は、昭和36年9月から62歳で退職するまで、継続してA社の社員であった。

昭和52年2月からの3年間は、B県C市において、A・D共同企業体C建設工事事務所に所属しており、共同企業体工事を一緒に行った当時の同僚や事務担当者も覚えている。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立人は現場従業員であり、A社E出張所での従業員契約終了後、年末年始を挟み、本社で新たに従業員契約を結んだものである。」と述べている。事実、会社の保管する社会保険台帳に記載されている厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和39年1月10日となっており、会社の申立てに不合理な点は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和52年2月1日から同年12月10日までの期間については、A社の下請会社であるF社において、同年12月11日から55年1月10日までの期間については、同じくA社の下請会社であるG社C出張所において、申立人の雇用保険加入記録が確認できる。

また、申立期間②におけるA・D共同企業体事業の現場責任者等の証言からも、申立人の当該事業場での雇用主は、雇用保険の記録どおり、A社ではなく、前記の下請会社であったことが推認される。

さらに、F社は、申立人について厚生年金保険の加入手続きは行っていないと回答しており、G社は、申立人については雇用保険のみ適用し、厚生年金

保険への加入手続はしなかったと回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 7 日から 39 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便が届き、A という事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者としての記録がないことが分かった。給与から保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、当該事業所で勤務したことは、当時の従業員の証言から推認できる。

しかしながら、複数の同僚について、勤務を開始した日から 10 か月以上経過後に厚生年金保険被保険者となった例がみられることから、同事業所は従業員の社会保険加入に当たり、採用した日を加入日としていなかった様子が見える。

また、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は具体的でなく、保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

さらに、同事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 115

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低いので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る社会保険庁の記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 5 月 31 日より後の日付である 6 月 16 日に、7 年 5 月から 8 年 9 月までの標準報酬月額は 41 万円から 9 万 8,000 円に、8 年 10 月から 9 年 4 月までの標準報酬月額は 41 万円から 17 万円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は平成 5 年 4 月 16 日から勤務し、法人登記簿より 8 年 9 月 1 日から 9 年 7 月 18 日まで取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 9 年 6 月 2 日ごろに標準報酬月額の訂正について社会保険事務所の担当官から B 代表取締役、C 取締役と共に説明を受け、標準報酬月額の引き下げに同意し、後日、B 代表取締役と共に社会保険事務所に出向き、自ら手続きを行ったと証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理にいったん同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。